

## 70歳到達時の被保険者等の届出が一部省略となります

厚生年金保険の適用事務にかかる事業主の事務負担の軽減を図るため、平成31年4月より、被保険者の方が70歳に到達した際にご提出いただく「厚生年金保険被保険者資格喪失届及び厚生年金保険70歳以上被用者該当届」(以下「70歳到達届」という。)の取扱いが変更となります。

### <70歳到達届にかかる取扱い>

現行の事務	被保険者の70歳到達月の前月に、日本年金機構から事業主宛てに「届書提出のご案内」及び「70歳到達届(用紙)」を送付し、70歳到達日(誕生日の前日)から5日以内に、事業主が日本年金機構へ70歳到達届を提出。(事業主からの届出が必要)	
改正後の事務	標準報酬月額の変更なし	標準報酬月額の変更あり
	<p><b>Point 1</b></p> <p>日本年金機構において70歳到達届の処理を行った上で、事業主へ、「資格喪失確認通知書」等(※1)を送付します。 (事業主からの届出は不要)</p>	<p><b>Point 2</b></p> <p>これまでと同様に、70歳到達日から5日以内に、事業主は、日本年金機構へ70歳到達届を提出してください。</p>

※1 「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」

#### Point 1 解説

### 要件に該当する方の届出が不要となります。

次の要件1及び2の両方に該当する被保険者の方について、事業主からの70歳到達届の提出が不要(届出省略)となり、日本年金機構において、厚生年金保険の資格喪失処理等を行います。

#### 【届出省略の要件】

要件1:70歳到達日の前日以前から適用事業所に使用されており、70歳到達日以降も引き続き同一の適用事業所に使用される被保険者

要件2:70歳到達日時点の標準報酬月額相当額(※2)が、70歳到達日の前日における標準報酬月額と同額である被保険者

※2 70歳到達日時点において、70歳以上被用者に支払われる報酬月額(通貨・現物によるものの合計額)を、標準報酬月額に相当する金額に当てはめた額となります。

#### Point 2 解説

### 標準報酬月額に変更がある方は、引き続き届出が必要です。

70歳到達日時点の標準報酬月額相当額が、70歳到達日の前日における標準報酬月額と異なる被保険者の方については、70歳到達日から5日以内に、管轄の事務センターまたは年金事務所へ、引き続き「70歳到達届」(※3)をご提出ください。

※3 これまでと同様に、被保険者が70歳に到達する月の前月に、日本年金機構から事業主へ、対象被保険者の氏名等を印字した「70歳到達届」の用紙をお送りいたします。

## 70歳到達にかかる手続き(例示)

平成31年4月以降の70歳到達にかかる手続きについて、次の例を参考の上、届書のご提出等、ご対応をお願いいたします。

### <平成31年4月以降の手続き例>

	被保険者資格・標準報酬月額該当パターン	手続きの内容
1	<p>70歳到達日</p> <p>資格 → 要件1 OK</p> <p>報酬 ← 300千円 → ← 300千円 → 要件2 OK</p>	⇒ 日本年金機構において処理を行うため、 <u>事業主からの届書の提出は不要です(届出省略)</u> 。(※4)
2	<p>70歳到達日</p> <p>資格 → 要件1 OK</p> <p>報酬 ← 300千円 → ← 280千円 → 要件2 ×</p>	⇒ 「70歳到達届」をご提出ください。(※5)
3	<p>70歳到達日 資格取得</p> <p>資格 → 要件1 ×</p> <p>報酬 ← 300千円 → 要件2 -</p>	⇒ 「健康保険被保険者資格取得届・厚生年金保険70歳以上被用者該当届」をご提出ください。
4	<p>退職 70歳到達日</p> <p>資格 → 要件1 ×</p> <p>報酬 ← 300千円 → 要件2 -</p>	⇒ 「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」をご提出ください。

※4 事業主へ、「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」をお送りしますので、内容をご確認ください。

※5 全国健康保険協会管掌の健康保険に加入している被保険者の場合は、健康保険については、引き続き加入となりますので、届書への健康保険被保険者証の添付は不要です。

## 70歳到達届の届出要否の確認方法(例)

次の手順を参考に、標準報酬月額相当額を算出した上で、70歳到達届の届出要否をご確認ください。

### ○手順1: 70歳到達日現在の報酬額に基づき、報酬月額を算出します。

在職中に70歳に到達し、70歳到達以降も引き続き事業所に勤務する場合は、これまでの厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、新たに70歳以上被用者として取得(該当)することとなります。

このため、70歳到達日時点の報酬に基づき、新たに報酬月額を算出します。

※ 報酬月額の算出方法は、被保険者の資格取得時における報酬月額の算出方法と同様です。

### ○手順2: 報酬月額を「厚生年金保険料額表」に当てはめ、該当する標準報酬月額相当額を確認します。

例) 報酬月額 258,000円の場合

「報酬月額250,000円以上～270,000円未満」欄に該当 ⇒ 標準報酬月額相当額「17等級 260千円」

### ○手順3: 70歳到達日の前日時点における標準報酬月額と比較し、70歳到達届の届出の要否を確認します。

手順2で確認した標準報酬月額相当額と、被保険者期間中に適用されていた直近の標準報酬月額が

・同額である場合 ⇒ 70歳到達届の提出は不要です(届出省略となります)。

・異なる金額である場合 ⇒ 報酬月額を記入した上で、70歳到達届を提出してください。

被保険者の70歳到達時の届出にかかる取扱いの詳細は、日本年金機構ホームページをご確認ください。